

2020年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2020年9月16日（水）

◎高橋都議員 一般質問（30分）

はじめに公共施設マネジメント門司区モデルプロジェクト再配置計画についてお尋ねします。

まずは大里地域居住ゾーン開発事業についてです。

この事業は、旧門司競輪場跡地約1.35haを居住ゾーンとして住宅開発を行うもので2020年2月28日事業者が公募型プロポーザル（総合評価方式）によって、第一交通産業グループに決定され計画が進んでいます。

しかし、6月議会で我が党が指摘したように、業者の選定、実施計画に重大な疑念があります。

一つ目に総合評価で選定された第一交通産業グループの提案内容評価は、4事業者中最も低かったにもかかわらず、買取希望価格として市の最低売却価格6億600万円の約1.87倍である11億3500万円を提示した結果、総合評価で1位となり決定されました。

国交省の「土地利用の転換の機会を捉えた都市再生推進手法に関する検討調査報告書」に記載されている、公有地売却等手続きの流れによると、総合的な観点で最も公共の福祉に資する売却等を行う必要がある。また、提案募集方式等の実施方法の策定・公表においては「透明性の確保に留意し、手続きの流れ、参加資格、審査委員会の構成、審査基準と審査方法、公募、公表、の方法等の基準を作成」としています。

京都府福知山市では公募型プロポーザル方式ガイドラインを作り、提案内容評価を重視し、参加者全ての名称も公表しています。

そこで伺います。

少なくとも、本市も透明性の確保から参加事業者名や選定プロセスの公開と内容が重視される選定を目指し、マニュアルやルールづくりが必要と考えます。見解をお尋ねします。

①

二つ目に選定方法とともに重要なのが、市民説明と合意です。

大里地区の再配置計画では、当初は居住ゾーンとしてマンションの一階部分に利便施設を設けるとしていました。しかし、今回決定の計画では敷地全体の約40%を商業施設にする大幅な計画変更がありましたが、市民との合意どころか、市民説明会すらおこなわれていません。

7月26日、門司区大里体育館で行われた市の担当課による出前講演でも「なぜ、これほどの大幅な計画の変更を住民に知らせないのか」「提案内容の一番低い計画が市民の未来に残されることになっていいのか」など批判が続出しました。しかし、市の担当者は「有識者会議で決めた」の一点張りで、まともな説明はありませんでした。

「プロポーザル方式の透明性の確保や市民合意に基づくまちづくり」は本事業だけの問題ではありません。今後北九州全域で実施される公共施設マネジメントにかかわる大問題です。そこで伺います。

事業者決定後、計画が大きく変わったにも拘らず、なぜ、説明会を開催しないのですか。市民の疑問や不安に應えるためにも説明会を開催すべきです。見解を伺います。②
これは門司港地域複合公共施設整備事業についても同様です。

この整備事業は門司港にある門司区役所、港湾空港局、市民会館、図書館、生涯学習センター等を門司港駅付近に集約する計画です。

わが党はこれまでに、JR九州の借地では年間3000万円の借地料、10億円の移転費用がかかること、集約先が高潮による4mの浸水区域で防災拠点の区役所として機能するのか疑問であること、建物が二つに分かれるのであれば、もはや複合施設ではない等の問題点を挙げ、JRの借地ではなく市有地に建設すべきと指摘してきました。しかし、これらの問題に対する説明はありません。このままでは市民の納得のいく計画にはなりません。

7月11日、21日、門司港地域複合公共施設（図書館、会議室、多目的ホール等）の詳細な配置や機能を決めていくうえで門司にどういった使い方ができる公共施設・公共空間が必要かを一緒に考えるワークショップが開催されました。公募市民6名を含む24名の参加者が、ホール、図書館、会議室の3グループに分かれて意見交換し、その中で「ホール、図書館は現在の老松公園に計画すべき」「門司市民会館はクラシックホールとして800席以上必要」「ホールとスポーツ施設併用の多目的ホールでは魅力がない、基本から考え直してほしい」などの意見が出されたと聞いています。

さいたま市は公共施設マネジメントにおいて多くの計画をワークショップの開催を通じて市民と一緒に進めています。

同市マネジメント責任者西尾真治氏は、論文の中で、計画を進める要は「計画を策定した後で市民の理解を求めるような後追いの取組ではなく、計画の策定段階から市民に広くPRするとともに、計画の策定・実行のプロセスそのものに市民を巻き込み、市民と一緒に考え、市民と一緒に推進していく体制をつくることである」と述べています。そこでお尋ねします。

今回のワークショップでの意見は、今後どのように計画に反映されていくのでしょうか。本来ならワークショップはそこでの意見を計画に反映させるため、基本設計ができる前に何度も繰り返し行うべきです。アリバイ作りのようなワークショップであってはなりません。コロナ禍の中、拙速に計画を進めるのではなく、市民の意見をしっかりと反映させ、計画そのものを見直すべきです。見解を伺います。③

最後にコロナ禍における災害時避難所体制についてお尋ねします。

今年7月豪雨は各地で甚大な被害をもたらし、先日の台風10号は大きな脅威となりました。このような災害に備え、これまでの避難所体制に加え、コロナ禍における新たな体制を整えることが重要な課題です。

今年7月の豪雨時、門司区の大里東市民センターでは、マニュアル通りに密集を避けるための体制を整えたところ、収容人数制限でこれまでの半数以下しか受け入れられないことになりました。職員が「今回は避難者が少なかったので問題はなかったものの、増えた時が心配だ」と言っていました。

今回の台風10号接近では多くの方が早めの避難をしました。私も地域の市民センター

4か所を回りましたが、早くから避難状況の問い合わせが次々とあり、すぐに収容人数が埋まる状況になったセンターもありました。学校ではエアコンがないため避難者は、殆んどいませんでした。高潮の恐れのある市民センターは避難所としては開設されておらず、仕方なく少し遠い学校へ行った人もいました。

こで2点質問します。

1 点目にコロナ禍における、収容人数の制限による避難所不足に備えるため、必要なら予定避難所として施設・お寺などと協定を結ぶなどし、市民が安心して避難できる体制を整えるべきです。併せて、全ての避難所の収容可能人数と予定避難所を公表し、市民周知を図るべきです。見解を伺います。④

2点目に、本市は新型コロナウイルス感染防止のため分散型避難を呼びかけています。三密を避けるためや、避難所が遠いとの理由で、自宅・親戚宅・車中・ホテル等に避難する人も多くいます。7月豪雨災害で我が党国会議員団は衆議院災害特別委員会で、避難所以外での被災者支援の課題をあげ、見守りと実態把握、必要な物資と情報の支援を求めました。防災担当大臣は被災者の状況に応じて必要な物資や情報を的確に提供していかなくてはならないと答弁しています。そこでまず、今回の台風での、コロナ禍における避難所体制の課題を検証すること。また、分散避難時における、避難先の把握や物資、情報の提供などの支援も併せて行うべきと考えますが、見解を伺います。⑤

高橋都議員への答弁

※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

■北橋市長

(分散避難時の支援について)

高橋議員の質問に答える。本市においては昨日、新型コロナウイルス感染症に感染し、1名の方が亡くなった。亡くなった方に哀悼の意を表すとともに、ご遺族の皆様方に衷心より、お悔やみを申し上げる。

議員質問の災害時避難所体制のうち、分散避難時における支援について答える。

コロナ禍にあって、集団感染を発生させない避難所の運営が大変重要だ。避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを作成して、しっかりと体制を整え、対応してきた。また避難所の三密を避けるため、予定避難所への避難だけではなく、安全な場所にある自宅にとどまることや親戚宅、知人宅といった「マイ避難所」を確保するなど、分散避難について広く周知を図ってきた。

大型で猛烈な台風10号の接近に伴う対応では、土砂、洪水、高潮すべての災害に対応できる避難所の開設をした。多くの避難者が見込まれたことから、当初から186カ所の避難所を開設し、定員に達しそうな場合には、早めに近隣の避難所を追加するなど、最終的に203カ所を開設した。

実際の避難の場面においては、マニュアルに定める感染症対策を確実に実施することで、混乱なく避難者を受け入れるなど、円滑な避難所の運営ができたと考えている。

今後、実際に避難所運営に携わった職員から、改善点などについてヒアリングを実施することになっている。より市民が安心できる避難所運営につなげていきたい。

ご質問の避難先の把握、物資、情報の提供については、多くの家屋倒壊や道路寸断など、甚大な災害が発生し、避難が長期に渡る場合には必要となる。その際には、職員の個別訪問や地域住民からの情報などにより、被災者の避難先を把握することとしている。

また、市が開設する避難所は地域の支援拠点となり、分散して避難している被災者に物

資や情報の提供を行うこととなります。コロナ禍においても適切な避難所の運営や被災者の支援ができるように引き続き努めていく。

残余の質問は関係局長から答えさせる。

■企画調整局長

(大里地区の公募型プロポーザル方式のマニュアル、ルールづくりについて)

門司区のモデル再配置計画について3点質問をもらった。順次答える。

まず市有地売却に関わる公募型プロポーザル方式のマニュアルやルールづくりが必要ではないか、について答える。

大里地域の居住ゾーンの事業予定者の選定については、市有地の売却は一般競争入札を原則とするなかで、本事業が地域に与える影響が大きいことを鑑みて、街づくりの観点から、総合的な視点で売却を行う必要があると考えて、買受価格に加え、提案内容も評価する公募型プロポーザル方式を採用した。

公募にあたっては、全体計画、住宅、生活利便支援施設、地域コミュニティの形成などを提案内容の評価項目とし、また周辺地域の街づくりに資するコンセプトの設定、公園や複合公共施設との円滑な連携、良好な街並みの形成を維持することなど、さらに詳細な評価内容を設定して、これらの提案内容と価格を同等に評価できるよう、配点を50対50とした。

この選定方法については、有識者及び地元団体からなる事業者検討会での議論を踏まえて決定した。また、この選定方法を含め、事業者決定までの流れ、参加資格、審査基準などを記載した募集要項を、市のホームページで公表し、透明性を確保しながら公募の手続きを進めてきた。

そして募集要項に定めた審査基準に基づいて4社の提案を、事業者検討会で審査した結果、第一交通産業グループの提案が価格の評価が高く、提案内容も基準を満たし総合評価が最も高かったことから、市として事業予定者に決定した。

この情報についても募集要項に基づいて、審査結果事業者検討会委員の構成などについて速やかに公表した。

本市では、プロポーザル方式による市有地売却に関して、議員指摘の国の手続きの流れに沿った方法によって、公募の手続きを行ってきた。これからも引き続き、審査基準や選定方法などの公募要件及び選定結果の公表など、選定プロセスの透明性確保に務める。

(基本計画を変更したにもかかわらず、なぜ住民説明会を開催しないのか)

続いて大里地域の居住ゾーンの開発計画が基本計画と大きく変わっているにも関わらず、なぜ説明会を開催しないのか、について答弁する。

まず、大里地域のモデルプロジェクトの進め方についてですが、事業着手からこれまで市民、議会への説明や、有識者、利用者団体の代表などからなる懇話会での意見を聞きながら取り組みを進めてきた。

平成27年5月に方向性を公表後、市民との意見交換会を計51回開催した。累計で165団体、1268名の方に説明するなど、意見の把握に努めてきた。その中で居住ゾーンについて、マンション3棟は近隣への圧迫感がある、あるいは商業サービス疏泄を設けてほしい、といった意見が上がってきた。こうしたご意見を反映させた上で、良好な住宅開発とともに、地域や社会のニーズにあったサービス施設の導入を検討する、という方針によって平成29年11月、基本計画を取りまとめた。

この計画に基づいて本年2月、第一交通産業グループから住宅主体の開発として、共同住宅80戸、戸建て住宅20戸の整備に加えてサービス施設として、食品や日用品などを幅広く取り扱う商業テナントを整備する複合開発、という提案を受けて総合評価が最も高かったことから、開発計画として選定したことであり、その内容は基本計画と異なるもので

はないと思っています。

この開発計画は、市のホームページや市政だよりへの掲載、門司区の自治総連合会への報告など広く周知を図っている。とりわけ、第2地域関連の6校区の自治連合会長は、好意的な意見だった。今後、開発を進めるにあたっては、開発事業者がその進捗に合わせて、周辺住民への情報提供を行っていく予定だ。

繰り返しになるが、大里のモデルプロジェクトの推進にあたっては、構想の段階から、広く市民の意見を取り入れながら事業を進めており、基本計画の策定、事業者の公募の開始、事業者決定などの各段階で議会への報告、承認も頂いている。また適宜、市民へ説明を実施してきていることから、市として居住ゾーンに関する説明会を改めて開催する予定はない。ご理解を。

（ワークショップの市民の意見に耳を傾け、門司港地域複合公共施設の計画を見直せ）

3点目ですが、市民ワークショップなどの市民の意見をしっかり反映させ、計画そのものを見直すべきという質問に答える。

門司港地域複合公共施設整備事業については構想の段階から、市民へのアンケート調査やパブコメに加えて、自治会や施設利用者団体等との意見交換会並びに、有識者等との懇話会を開催し、関係者のご意見を頂きながら進めている。

これらの意見を踏まえて候補地や対象施設、施設規模を示した実行計画を策定し、公共事業評価事前評価1の方針を決定し、集約先や各施設の整備内容等を示した基本計画を策定した。

このように基本計画で示した内容は、関係者の理解を頂きながら一歩、一歩、進めてきた。またこの基本計画をもとに昨年度、複合公共施設の配置計画やデザイン、機能などの技術提案をいただく簡易公募型プロポーザル方式によって事業者を選定し、現在基本設計を進めている。

議員お尋ねのワークショップですが、これは基本設計の段階において、施設を利用する市民や団体との意見交換を行うことに加え、開催したものだ。

このワークショップでは、後にどういった使い方ができる公共施設、公共空間が必要なのか。これについて市民と一緒に考えるため、基本設計の素案をもとにホール、図書館、会議室に必要な機能、役割、使い方などについて議論頂いているものだ。

市民ワークショップでいただいた意見については、その意図を汲み取り、どういう形で対応できるかという視点を持って検討し、基本設計に反映できるものについては、可能な限り対応したいと考えている。

基本設計の終了後には、公共事業評価事前評価2の手続きを行うこととしている、その中でもパブコメ等を実施する。これからも市民や議会の声を踏まえながら、街の活性化に資するよう、このモデルプロジェクトを進めたいと考えている。

■危機管理官

（避難所不足に備えた体制構築、市民への周知を）

私からはコロナ禍における災害時の避難所体制のうち、避難所不足にそなえるため、避難できる体制を整え、市民周知を図るべき、との質問に答える。

予定避難所は、災害時に避難者が発生した場合、その受け入れについて理解と協力を得ることができる施設として、市長が予め指定する施設だ。その指定には立地や構造、管理などに関する基準を設けている。

現在、市内の予定避難所は497カ所ある。そのうち市民センターや市立の小・中学校といった公共施設は402カ所です。私立の高校や大学、お寺、社会福祉法人などの民間施設は、95カ所となっている。これらの予定避難所と収容人数については、市のホームページ

や防災アプリで公表している。

コロナ禍における避難所については、三密は避け、十分なスペースを確保するため、定員を2分の1としたところ。そのため、通常、開設する避難所を4割増やすことで必要な収容人数を確保している。

こういった対応について梅雨入り前から、市政だよりや市のホームページなどで周知を図って、該当する地域については校区ごとのチラシや回覧板などを活用して直接、周知をしている。

大型で猛烈な台風10号への対応については、多くの避難者が見込まれたことから、当初から186カ所の避難所を開設して、最終的には民間施設を含んで203カ所、定員の2分の1、という換算をして2万5000人分の避難所を開設した。

実際にはこれまで最多となる3573名が避難しましたが、コロナ対応後の定員を超過した避難所はなく、余裕を持った運営ができたと考えている。

今後も引き続き、市民が安心して避難できる環境づくりを進めていくとともに、市民への周知についてしっかりと行いたい。

高橋都議員の再質問

◎高橋都議員

(門司港地域の複合施設について 要望)

まず門司港地域の複合施設についてですが、ワークショップはまだ1回だけだが、これは何度も行なって市民やそこで働く職員の声をよく聞いて、計画をするべきだと考えている。

ここには、高潮時の浸水想定区域の防災拠点となる区役所がある。その機能を果たすことができるのか、という問題がある。これは重要な問題だ。

鹿児島県垂水市では、新庁舎建設の問題で洪水、浸水想定区域に指定されているということで、市民が住民投票を求めた。その結果、市長が計画の見直しを決定した事例もある。本当に重要な拠点となる区役所、そしていろいろな施設が複合されるのだから、その意味でもこの計画は立ち止まって見直すべきだと思う。これは要望にします。

(大里地区の事業者選定について)。

大里地区居住ゾーンについて質問する。

今回、事業者検討会が行われたが、その議事録の中で最優秀事業者が決定した後で、委員長や委員の中から、選定された事業者が4事業者中、4位だったことを伝えてほしいとか、コメントで付帯意見を付けてほしい、さらには全体のコミュニティの形成の場が感じられないから、もうひと工夫が必要ではないか、などの要望も出されている。事業者を決定した委員自身も、結果に対して疑問や不安があったのではないかと推測される。

市の説明では総合評価方式の配点は、検討委員会で決めた、と説明しているが、市が指針を示し、それに委員が賛同しただけではないのか。

■企画調整局長

議論の前提として市の考え方を示したということは事実です。ただそれを持って決定ということではない。検討会の中で議論を頂いて、最終的にその方向で決定したということです。

◎高橋都議員

(配転の基準はあるのか)

配点方法というのは、すごく重要だ。本市の他の公募型プロポーザル事業でも、今回の

ように 50 点・50 点ではなく、30 点・70 点、80 点・20 点と事業によって異なっている。この配点を決めること、また配点の基準になるものはあるのか。

■企画調整局長

基本的に従来、今までプロポーザル方式を導入したところについては、5 対 5 が全部だったかというところ、そうではないケースがある。大里の住居ゾーンについては、本来住宅用地として売却するということなので、もともとの原則論でいうと、一般競争入札ということがございます。

ただ、そうは言いながらもやはり大里地区の中で街づくりの視点からも非常に大きな意義を持つというところがございます、提案（の点数）を 5 割に上げたということです。

基本的にこういった方向でプロポーザル方式の場合に、価格と提案を配点するのか。これについては統一的な考えを持った方がいいのではないか、ということで、現在は、原則 5 対 5 というのを、市としては考えている。

◎高橋都議員

（なぜ公表しないのか）

今度の結果によって、（提案が）4 位だった事業者が選定された。そうすると、配分も考えていく必要があると、私は考える。すべての事業者の名前が公表されていない。なぜ公表しないのか。（京都府）福知山市では公募型プロポーザル方式の透明性を一層確保するために、候補者選定後、候補者の名称や、総合点も公表している。それについてはどう考えますか。

■企画調整局長

まず採点の結果については、事業者名は伏せた上で全部公表している。（議員が引用した）国交省のガイドラインにつきましても、選定の結果については、公表という形でどういう議論があったかということについて公表することになっている。それについても公表している。

◎高橋都議員

（条例やルールはあるのか）

9 月議会のなかでも北小倉小学区の跡地や新科学館のプラネタリウムなど、プロポーザル方式のあり方が問題になった。本市に（選定にかかわる）条例やマニュアルはないと考える。本市に条例やルールはあるのか。完結に教えてください。

■企画調整局長

条例はありません。ルールづくりについては、今後、検討していこうということで今、話し合っているところでございます。

◎高橋都議員

今後、北九州市の全域の公共事業に関わる大問題です。これをこのまま放置するわけにはいかない。今後しっかりとルールづくりを検討してほしい。以上で私の質問を終わります。